



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第59号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第57号）

1 規則の概要

(1) 平成30年度組織改正を次のように行うこととした。

部	課	改正の概要
商工労働部	雇用政策課	「多様な就業推進室」を設置

(2) その他所要の改正

2 施行期日

平成30年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第57号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項の表中小企業課の項の次に次のように加える。

雇用政策課	多様な就業推進室
-------	----------

第14条第1項の表総務部の部総務事務センターの項第4号中「及び子ども手当」を削り、同表健康福祉部の部薬事衛生課の項に次の1号を加える。

(24) 住宅宿泊事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第14条第1項の表農林水産部の部農業経営課の項第17号中「農業災害補償」を「農業保険」に改め、同部農地整備課の項第6号中「宍道湖西岸地区農地再編整備の調整等」を「国営緊急農地再編整備事業の調整及び換地」に改め、同表商工労働部の部中小企業課の項第5号を削り、同項第6号中「環境資金」を「まち・ひと・しごと創生資金」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同項第20号中「しまね地域資源産業活性化基金」を「中小企業者等による地域産業資源を活用した新商品の開発等の取組の支援」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第21号を第20号とし、第22号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同部雇用政策課の項第8号を削り、同項第9号中「就業促進」を「若年者の就業促進」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項第13号中「育成及び確保」を「確保及び育成」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号中「地域政策課」を「しまね暮らし推進課」に改め、同号を同項第13号とし、同項に次の2号を加える。

(14) 雇用環境の整備に関すること（多様な就業推進室）。

(15) 女性、高齢者等の就業促進に関すること（多様な就業推進室）。

第14条第1項の表土木部の部都市計画課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

第21条第2項の表隠岐保健所の部総務保健部の項中「健康増進課」を「地域健康推進課」に改め、同条第8項の表県土整備局の部業務部の項中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公用車の運行管理等に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部島前事業部の項第26号中「第6号から第10号まで、第12号、第23号及び第24号」を「第7号から第11号まで、第13号、第24号及び第25号」に改め、同号を同項第27号とし、同項中第25号を第26号とし、第

10号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号中「第15号、第18号及び第19号」を「第16号、第19号及び第20号」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公用車の運行管理等に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部島前事業部の項に次の1号を加える。

(28) 公共土木施設の長寿命化対策に関すること。

第22条第2項の表東部県民センターの部課税部の項中「自動車・個人課税課、不動産課税第一課、不動産課税第二課」を「自動車・諸税課、不動産課税課」に改め、同表西部県民センターの部税務部の項中「納税課、収納管理課」を「収納管理課、納税課」に改め、同部商工労政事務所の項中「商工労政事務所」を「商工観光部」に、「観光振興課、商工振興課」を「商工振興課、観光振興課」に改め、同条第4項の表を次のように改める。

事務所	課又はスタッフ
東部県民センター雲南事務所 西部県民センター益田事務所	総務課、納税課
東部県民センター出雲事務所	総務課、納税課、不動産・自動車課税課
西部県民センター県央事務所	総務課、納税課、川本駐在スタッフ

第22条第6項の表商工労政事務所の項中「商工労政事務所」を「商工観光部」に改め、同表事務所の項中第11号を第14号とし、第5号から第10号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 不動産取得税及び不動産取得税に係る付帯金の賦課に関すること（出雲事務所に限る。）。

(6) 軽油引取税の事務（免税軽油使用者証及び免税証の交付等に限る。）に関すること（出雲事務所に限る。）。

(7) 自動車税の事務（随時課税、減免、課税免除等に限る。）に関すること（出雲事務所に限る。）。

第26条第2項の表農林技術部の項中「資源環境科」の次に「、きのこ・特用林産科」を加え、同条第3項の表農林技術部の項第2号中「特用林産物」を「きのこ及び特用林産物」に改め、同項第7号中「木材」を「木材利用」に改める。

第36条第3項の表松江保健所の部環境衛生部の項中「環境保全課、動物愛護推進課」を「動物愛護推進課、環境保全課」に改め、同表隠岐保健所の部総務保健部の項中「健康増進課」を「地域健康推進課」に改める。

第37条第3項の表総務企画部の項中「総務企画情報課」を「総務企画課、健康福祉情報課」に改める。

第46条第2項の表東部農林振興センターの部総務企画部の項中「、国営担当スタッフ」を削る。

第61条第2項の表技術部の項中「生産技術科」の次に「、金属技術科」を加える。

第63条第2項の表西部高等技術校の項中「総務課」を「総務企画課」に改める。

第64条第2項の表出雲県土整備事務所の部農林工務部の項中「農道・防災課」を「防災課」に改め、同表浜田県土整備事務所の部土木工務部の項中「土木工務第四課」の次に「、災害工務課」を加え、同表益田県土整備事務所の部維持管理部の項中「維持課」を「維持第一課、維持第二課」に改め、同条第4項の表県央県土整備事務所大田事業所の項中「維持・ダム課」を「維持課、ダム課」に改め、「、災害工務課」を削り、同表益田県土整備事務所津和野土木事業所の項中「、災害事業調整スタッフ、災害工務課」を削り、同条第7項の表建築部の項中「建築部」を「建築部（出雲県土整備事務所にあつては、第1号に規定する事務を除く。）」に改め、同表事業所の項第20号中「広瀬土木事業所、仁多土木事業所及び津和野土木事業所にあつては、」を削り、同項第21号を削り、同項中第22号を第21号とし、第23号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、同項第29号中「第25号及び第26号」を「第24号及び第25号」に改め、同号を同項第28号とし、同項中第30号を第29号とする。

第69条第1項の表中

「

科	科長	上司の命を受け、科の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
商工労政事	商工労政事務所長	上司の命を受け、商工労政事務所の事務を掌理し、

を

務所		所属職員を指揮監督する。
事務所	事務所長	上司の命を受け、事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

「

科	科長	上司の命を受け、科の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
事務所	事務所長	上司の命を受け、事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改め、同

「

条第2項の表中

自治研修所

を

「

自治研修所

松江保健所

に改める。

第71条第1項の表法律によるものの部島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会の項中「島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会」を「松江市・島根県共同設置松江保健所及び島根県隠岐保健所感染症診査協議会」に改め、同部島根県農業共済保険審査会の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第131条第1項」を「第171条第1項」に、「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「第143条の2第2項」を「第222条第2項」に改め、「保険金額」の次に「のうち都道府県の区域の全部又は一部をその区域とする農業共済団体等が行う共済事業又は保険事業に係るもの」を加え、同表条例によるものの部島根県国民健康保険運営協議会の項中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第9条」を「国民健康保険法第11条」に改める。

附則第3項中「第64条第4項」を「第64条第2項」に、「県央県土整備事務所大田事業所災害工務課並びに益田県土整備事務所津和野土木事業所災害事業調整スタッフ及び災害工務課は、平成30年3月31日」を「浜田県土整備事務所災害工務課は、平成32年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。